

林地台帳及び林地台帳地図を

公開・情報提供します

林地台帳及び林地台帳地図とは

林地台帳は、森林の所有者や境界の情報を整備することにより、森林施業の推進を図るものです。森林の所在や登記簿上の所有者、実際の所有者、地籍調査や境界に関する測量が行われているかなどの情報が記載されています。

林地台帳地図は、林地台帳に附属する地図で、地番、林小班の番号、林小班の境界（地籍調査済の箇所は地番界）が記載されています。

なぜ林地台帳が必要なのか

山村地域の人口減少や高齢化が進み、森林の所有者や境界が分からないケースが増えています。それに伴い、山の手入れや木材の生産が進まなくなり、災害の防止や地域の振興に支障をきたす恐れがあります。こうした状況を改善していく

ため、市町村が森林の所有者や境界に関する情報を整備し、公開・提供する「林地台帳制度」が創設されました。

林地台帳を作成するメリット

- 林地台帳を整備することで、森林の所有者や境界に関する情報の精度が向上します。
- 精度の高い情報をもとに、山の手入れや木材の生産が進みます。

以下のような効果も期待できます。

- ①山の手入れ、木材の生産や植林が進み、森林が豊かになるとともに、地域の雇用拡大につながります。
- ②地元の木材を利用する産業が活性化し、地方創生につながります。
- ③所有者・境界が明らかになることで、災害防止や復旧などの事業がスムーズに進められるようになります。

林地台帳及び林地台帳地図は市町村の事務に用いるほか、次の利用が可能です。

- ①林地台帳・林地台帳地図の公開（一部の情報を除く）
- ②森林施業を行う森林所有者、森林組合や林業会社等に対する情報提供

また、公開・情報提供すること、
● 森林の位置や地番が確認しやすくなり、森林を所有する人の自分の山への関心が高まる
● 森林の所有者からの情報により、林地台帳及び林地台帳地図の精度が向上します。

林地台帳及び林地台帳地図の公開・情報提供を受ける方法

◆公開（閲覧申請）について

原則として、市の窓口での閲覧になります。閲覧申請は誰でも可能ですが、個人情報（所有者の氏名・住所等）は閲覧できません。

◆情報提供申請について

森林施業を行う森林所有者、森林所有者から森林経営計画の作成を委託された森林組合や林業会社等は、所有者の氏名・住所等の個人情報を含む林地台帳の全ての情報の提供を受けることができます。

情報は、印刷物または電子データで提供します。準備に時間が必要となるため、日にちに余裕を持って申請してください。申請の種類や申請する人により必要な書類が異なります。詳しくは、農林水産部林務課まで問い合わせいただくか、郡上市ホームページ【検索で「林地台帳」と入力↓「林地台帳及び林地台帳地図の閲覧等について」をご覧ください。

【問い合わせ先】

農林水産部林務課
☎67・2121

平成31年4月から「伐採旗設置制度」がスタートします

平成31年4月1日以降、普通林を1ha以上皆伐（一定範囲の樹木を一時に全部または大部分を伐採）する場合、または、保安林を面積の大小にかかわらず皆伐する場合は、伐採者が伐採現場に伐採旗を設置する必要があります。

現在も森林の樹木を伐採する場合は、伐採届の提出等が義務付けられていますが、伐採現場では伐採届の提出等がされているか否かがわかりませんでした。そこで、合法伐採の目印として伐採現場に伐採旗を設置することにより、合法伐採の判別が容易にできるようになります。伐採旗設置制度は違法伐採の監視を強化するための制度です。ご理解とご協力をお願いします。

伐採旗（イメージ図）



伐採許可旗

伐採届出旗

【問い合わせ先】

農林水産部林務課 ☎67-2121